特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
結城市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県結城市長

公表日
令和7年3月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育する保護者に対して、家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし、受給の認定を行うなど手当の支給に必要な事務を行う。 ・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等
③システムの名称	児童手当システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）　第9条第1項　別表（第56項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条（第1、2、3、4、5、6、7号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　（第26、87項） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条（第1号）、第44条（第1号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第74項） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条（第1、2、3号）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長

6. 他の評価実施機関
総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部　子ども福祉課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　子ども福祉課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携でマイナンバーを利用する際は、申請者から同意を得たうえでマイナンバーの提供を受け、申請書に記入してもらったものを、真正性を確認したうえで利用しているため。	

9. 監査			
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検	［　　］ 内部監査	［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを利用する際は、目的に合わせた事務を選択し、よく確認したうえで情報照会をかけているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	結城市は，児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	結城市は，児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童を扶養する人に児童手当を支給するため，受給資格者の認定を行うなど児童手当の支給に必要な事務を行う。	児童手当法に基づき，児童を養育する保護者に対して，家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし，受給の認定を行うなど手当の支給に必要な事務を行う。	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条（第1，2，3，4，5，6号）	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条（第1，2，3，4，5，6，7号）	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第26，30，87の項）	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第26，87項）	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第74，75の項）	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第74項）	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条（第1，2号）	（情報照会の根拠） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条（第1，2，3号）	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署②所属長	子ども福祉課長　西村　規利	子ども福祉課長　駒井　勝男	事後	人事異動
平成29年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点変更
平成29年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・保育料，給食費等の徴収	削除	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	Ⅰ　関連情報　5．評価実施機関における担当部署②所属長	子ども福祉課長　駒井　勝男	子ども福祉課長	事後	人事異動
平成31年3月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策１～９	項目なし	Ⅳリスク対策１～９への記載	事後	項目追加
令和2年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部　子ども福祉課　（茨城県結城市結城1447）　0296-32-1111	保健福祉部　子ども福祉課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月3日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　子ども福祉課　（茨城県結城市結城1447）　0296-32-1111	保健福祉部　子ども福祉課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月3日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人 いつ時点の計数か	令和2年3月16日　時点	令和3年3月3日　時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日　時点	令和3年3月3日　時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第26，87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条（第1号），第44条（第1号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二（第74項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条（第1，2，3号）	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二（第26，87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条（第1号），第44条（第1号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二（第74項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条（第1，2，3号）	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点変更
令和4年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点変更
令和5年3月6日	Ⅰ 関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子検索機能、申請管理システム	事後	項目追加
令和5年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点変更
令和5年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点変更
令和6年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	令和6年3月11日 時点	事後	時点変更
令和6年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	令和6年3月11日 時点	事後	時点変更
令和7年2月21日	Ⅰ 関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（個人番号利用の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第9条第1項 別表第一（第56項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条（第1、2、3、4、5、6、7号） （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 別表第二（第26，87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条（第1号），第44条（第1号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 別表第二（第74項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条（第1，2，3号）	（個人番号利用の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記） 第9条第1項 別表（第56項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条（第1、2、3、4、5、6、7号） （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （第26、87項） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条（第1号）、第44条（第1号） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第74項） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条（第1、2、3号）	事後	番号利用法の改正部分対応
令和7年2月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	令和7年3月7日 時点	事後	時点変更
令和7年2月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	令和7年3月7日 時点	事後	時点変更